

上下水道料金軽減申請書兼修理証明書(兼還付申請書)

(八幡市上水道給水条例施行規程第21条の2、八幡市下水道条例施行規則第10条第1項第1号及び第10条の3)

本申請記載の給水装置について、漏水により水道使用量が平常より多くなりました。ついては、漏水箇所を修理しましたので、以下のとおり上下水道料金の軽減申請を行います。

申請者(水道使用者) ※本人署名の場合は押印不要	令和 年 月 日
住 所 八幡市	
氏 名	印
電 話	八幡市長 様

振込先口座記入欄 (軽減により還付金が発生した場合に振込を行います)

※振込先口座をお持ちでない場合は、経営課までご連絡ください。 電話:(075) 983-5216 (直通)

振込先	ゆうちょ銀行 以外の金融機関	銀行・信金 信組・農協										
		預金種別	普通・当座			口座番号						支店
	ゆうちょ銀行	店番 (漢数字3桁)				通帳番号(右詰め)						1
	フリガナ											
	口座名義人											

- 水道料金の漏水軽減対象は、埋設管(地下等)の漏水を原則とします。下水道使用料については、その他の箇所からの漏水でも軽減ができる場合がありますので、経営課までご連絡ください。電話:(075) 983-5216 (直通)
- 増加水量に規定の軽減率を乗じたものに対応した金額を軽減します。(ただし、原則として全額は軽減されません)
- 漏水修理は、原則、八幡市水道指定給水装置工事事業者が施行する必要があります。(軽微なものを除きます)
- 緊急を要し、指定事業者以外で施行した場合は、修理箇所の施行前後の工事写真又は施行図面を添付してください。
- 個人で施行する場合は、蛇口のコマやパッキン交換などの軽微なものに限ります。(施行前後の写真が必要です)

【 以下修理業者記載欄 】

八幡市水道指定給水装置工事事業者修理証明欄(修理業者証明欄)			
漏水・修理状況等について、以下のとおり相違ないことを証明します。			
印			
給水装置所在地 (水道使用場所)	<input type="checkbox"/> 申請者住所と同じ		
漏水箇所区分 該当区分を☑	<input type="checkbox"/> 地中埋設部 <input type="checkbox"/> 壁中・床下 <input type="checkbox"/> 露出部 <input type="checkbox"/> トイレタンク内 <input type="checkbox"/> 受水槽のボールタップ等 <input type="checkbox"/> 太陽光温水器ボールタップ等 <input type="checkbox"/> その他()		
漏水箇所 (給水管、給湯管等)	※露出部の場合は、公共下水道への流入の有無を記載(有・無)		
修理内容			
受水槽の有無	有・無	修理年月日	令和 年 月 日
修理後メータ指示数	m ³	メータ番号	